

ユニバーサルデザイン2020評価会議（第5回）議事録

日時：令和3年11月5日（金） 14:00～16:00

場所：オンライン会議（中央合同庁舎第4号館4階 416会議室）

出席者：

豊岡 宏規 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

橋井 正喜 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合常務理事

秋山 哲男 中央大学研究開発機構教授

高橋 儀平 東洋大学名誉教授

山崎 まゆみ V I S I T J A P A N大使

（以下、WEB参加）

阿部 一彦 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

久松 三二 一般財団法人全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長

佐々木 桃子 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会副会長

岡田 久実子 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長

市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長

長井 浩康 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会理事

佐藤 聡 特定非営利活動法人D P I 日本会議事務局長

大日方 邦子 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長

大濱 眞 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会代表理事

辻 邦夫 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会常務理事

朴 善子 公益財団法人日本補助犬協会代表理事

松本 江理 特定非営利活動法人日本補助犬情報センター理事

中野 泰志 慶應義塾大学経済学部教授

星 祐子 筑波大学附属視覚特別支援学校校長

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所特任研究員

山崎 泰広 順天堂大学医学部非常勤講師

【オブザーバー】（以下、WEB参加）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（障害者施策担当）付

警察庁交通局交通規制課

法務省人権擁護局人権啓発課

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

農林水産省新事業・食品産業部外食食文化課

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室

経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課

議事：

【内閣官房 十時統括官】

皆様、大変お待たせいたしました。ただいまより第5回「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会議はプレスフルオープンで行います。報道関係者の方々には動画中継を視聴していただくこととしておりますので、御承知おきいただければと思います。

初めに、開会に当たりまして、議長を務めます東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長、豊岡から御挨拶をさせていただきます。

【豊岡議長】

皆様、こんにちは。私、9月21日付でオリパラ事務局長を拝命いたしました豊岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、御多用の中、ユニバーサルデザイン2020評価会議に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

オリパラ史上初の延期となりました東京大会につきましては、コロナ禍で様々な制約の中での大会となりましたが、関係者の方々の御尽力や、国民の皆様の御理解、御協力により、開催国としての責任を果たし、無事に大会を終えることができたと考えております。

今後は東京大会を契機として創出されました成熟社会にふさわしい、次世代に誇れる有形・無形のレガシーについて、国内外に発信できるように努めてまいります。

共生社会の実現に向け、本日御出席の皆様をはじめとする各主体による様々な取組は、レガシーの大きな柱であると確信をいたしております。

本日は、行動計画が策定された2017年2月以降の4年9か月の総括を中心といたしまして、東京大会の開催が決定した2013年からの足かけ8年間にわたる心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりの取組について御説明を申し上げ、皆様からの御意見を頂きたいと思っております。

それでは、どうぞよろしく願い申し上げます。

【内閣官房 十時統括官】

豊岡議長、ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

「これまでの取組の総括について」を事務局より御説明させていただきます。画面を御覧ください。

【内閣官房 中井参事官】

それでは、事務局より資料の御説明をいたします。

資料1を御覧ください。

これまでの評価会議の総括として、経緯を簡単にまとめさせていただいております。

内容は先ほどの議長挨拶と重複しますので、割愛させていただき、最後の段落で「こうした機運を一過性のものにするのではなく、共生社会の実現に向け、日本全国に広げていくことが重要である。例えば、地方部における障害当事者の参画、人口減少や技術革新による非対面サービスの広がり起因する格差の拡大への対応や情報アクセシビリティの確保等、引き続き取り組むべき課題や新たな課題もある。大会のレガシーとして、この8年間の取組がしっかり根を張り、大きく花開くよう、各主体が連携を図りつつ今後とも取組を継続していくことが期待される」とまとめております。

次に、資料2を御覧ください。

1 ページ目、「共生社会の実現に向けた法制度の整備」の取組でございます。

平成30年、令和2年の2回にわたりバリアフリー法が改正されました。平成30年改正では、共生社会の実現の理念を法律に規定、マスタープラン制度が創設され、令和2年改正では公立小・中学校等が対象に追加されるとともに、自治体で作成するマスタープランや基本構想において、住民や関係者の理解の増進、協力の確保に関する事項等を追加するなど、心のバリアフリーが強化されました。また、障害者差別解消法が令和3年に改正され、事業者に対する合理的配慮の提供について、努力義務から義務化されました。

2 ページ目、「心のバリアフリー教育」でございます。

左側、新しい学習指導要領を踏まえた授業が、昨年度から小学校で、今年度から中学校で全面実施されています。また、教職課程において特別支援教育の科目が必修となりました。

右側、「スポーツ等を通じた『心のバリアフリー』の普及」ですが、全国障害者スポーツ大会の国民体育大会との融合の推進、また、コロナ禍を受け、オンラインでパラアスリートを派遣する取組、パラリンピックでは1万5000人の児童・生徒が競技会場で応援し、それをきっかけに共生社会について学習しました。

下の箱ですが、「I'm POSSIBLE」が3万6000校に配布されました。

3 ページ目、「心のバリアフリーの普及」の取組です。

公務員を対象にした研修が実施されるとともに、サービス産業において「おもてなしスキルスタンダード」制度が平成30年8月に創設され、心のバリアフリーなどのおもてなしの研修を受講した約1,000名が認定を受けています。

また、公共交通事業者向けの知的・発達障害の方に対する体験マニュアルや、認知症の方向けの接遇ガイドラインが策定され、今年7月にはコロナを踏まえた接遇ガイドラインも策定されました。

一番下、転落事故防止等のために、鉄道事業者や障害者団体などが連携した「声かけ・サポート運動」が実施されています。

右側、経済界協議会などと連携し、パラスポーツ体験が1,700回、心のバリアフリー研修が1,150回実施されました。

下側、観光施設における心のバリアフリー認定制度が創設されました。

4ページ目、「競技会場等のバリアフリー化」です。

新国立競技場は、障害当事者の参画も得て21回のワークショップを開催し、整備されました。車椅子席が約500、カームダウン・クールダウンスペースや補助犬トイレなども設置されました。

右上、オリとパラの両方の競技で共同利用できるNTCイーストが竣工。また、NTC周辺の交差点やアクセスルートに音響式信号や誘導用ブロックなどが整備されました。

下側、経済界協議会がバリアフリー案内ウェブアプリを作成し、大会時は関係者が活用するとともに、大会後はオープンデータとして提供されています。

5ページ、「ユニバーサルデザインの街づくりに向けた取組」です。

左側は、東京大会の開催が決まった平成25年度末と比べてどれだけ進捗したかを数字でまとめております。旅客施設の段差解消率は83.3%から91.9%に、障害者用トイレが80.1%から88.6%に、ホームドア整備駅数は583から858などに進んできました。

右側は、今年度から5か年を対象とする新たなバリアフリー整備目標が策定されました。新たな目標として、基本構想に位置づけられた1日2,000人以上が利用する鉄道駅などのバリアフリー化、ホームドアを3,000番線分、また「心のバリアフリー」という言葉の認知度を50%、障害者などの立場を理解して行動できる人を原則として100%とするといったような目標も盛り込まれました。

6ページ、「公共交通機関のバリアフリー化①」です。

UDタクシーについては、予算や税により導入支援をしております、令和7年度までに各都道府県で25%の新たな目標が設定されています。

右側、新幹線の車椅子用フリースペースの設置が義務化され、東海道新幹線では6名の車椅子の方が同時に利用可能となりました。のぞみではウェブサイトでの予約も開始されています。

下側は「空港のバリアフリー化」です。ガイドラインの策定のほか、成田空港では、エアラインとの協働での搭乗体験プログラムなど、発達障害や知的・精神障害の方向けの各種施策が実施されました。

7ページは「公共交通機関のバリアフリー化②」です。

東京都心部バリアフリー鉄道MAPが令和元年12月に策定され、今年、最新版が公表されま

した。

右上、関西で障害者用の割引ICカードが導入されています。関東でも導入される予定となっています。

下側は、大会会場へのアクセシブルルートはもちろんのこと、乗換えなどで使われる主要駅などで面的なバリアフリー化が図られました。

8 ページ、「ホテル・飲食店のバリアフリー化」です。

左側、ホテルにおいて客室数の1%以上の整備が義務化され、既存のホテルなどでは、補助金などによりまして延べ1,084件の改修が行われました。

右側、飲食店についてもバリアフリー改修を補助金等で支援をしています。また、小規模店舗におけるバリアフリー整備を進めるための考え方がまとめられました。

9 ページ、「共生社会ホストタウン」です。

パラリンピアンを受入れを契機に、共生社会の実現に向けた取組を行う共生社会ホストタウンの制度が平成29年11月に創設され、105件、109自治体に、先導的共生社会ホストタウンは15自治体になりました。全国各地のホストタウンでは、障害当事者にも参画をいただいたまち歩き点検を行ったり、心のバリアフリー研修やパラスポーツ体験などに取り組んだりしました。

右の中ほどの箱ですが、コロナ禍においても約50の自治体が事前合宿や事後交流を実施し、直接の受入れができなかった自治体でもオンラインでの交流などが行われました。

下側、東京大会終了後に「共生社会ホストタウンサミット」が開催され、全国の共生社会ホストタウンにおいて、共生社会の実現に向けた取組を継続・発展させていく旨の宣言がなされました。

10ページ、「共生社会の実現に向けたその他の取組」です。

左上、学校施設のバリアフリー化を進めるため、整備目標が設定されるとともに、補助率も引き上げられました。

左下、車椅子用の駐車区画の適正利用のための広報や、パーキング・パーミット制度導入を促進するための事例集の作成などが行われました。

右上、いわゆるバリアフリースイレについて、多目的トイレなどではなく、機能が分かる表記とするとともに、広報啓発の充実など、適正な利用が推進されています。

その下、電話リレーサービスが法制化され、7,000名余りの方が登録をされています。

最後になりますが、NHKにおいてオリンピックの閉会式、パラリンピックの開閉会式で手話つきの中継が放送されたところです。

資料の御説明は以上でございます。

【内閣官房 十時統括官】

それでは、意見交換に移らせていただきます。

会議時間に限りがありますので、大変恐縮ですが、御発言は1人2分程度で簡潔にお願い

いたします。なお、オンライン会議ですので、ゆっくり分かりやすく御発言いただくようお願いいたします。御発言の順番は、基本的に委員名簿の順に、まずは障害当事者団体の委員から御意見を頂き、その後、学識者の委員から御意見を頂きたいと思っております。

ただし、本日、VISIT JAPAN大使の山崎まゆみ様が、この後、別の御予定が入っておりまして、途中退席されるとの事前の申出がありました。まずは山崎まゆみ様から御意見を頂戴し、その後、委員名簿順とさせていただきます。

山崎様、よろしくお願いいたします。

【VISIT JAPAN大使 山崎先生】

トップバッターで発言をさせていただきますこと、こうした場を頂きますこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

今年、無事にオリンピック・パラリンピックが開催されて、とてもよかったなと思っております。同時に、コロナ禍ゆえに開催されるかどうかが非常に大きな問題となり、本来ならば、共生社会としてあるべき姿についてもっと議論されたらよかったのにと少し悔しい思いもございます。

私は観光、宿泊、温泉を専門としておりますので、改めてその点から東京大会を契機とした共生社会への実現の現状を3点ほどお話しします。

まず1点目、もう25年も取組をしてこられました山梨県河口湖温泉富士レークホテルは、パラリンピック期間中、3週間ほど自転車競技のパラの選手、スタッフ200名を受け入れました。もう既に25年、そうしたユニバーサルデザインのホテル作りということで取組されてきましたので、実は施設改修はスロープの増設ほどで、あとはハートのバリアフリーでいろいろと請け負ってきたということです。

こうした25年の取組が功を奏し、25年分の取組がとても評価されたかのように、スタッフ一人一人の誇りとなり自信となった。そして、同時に、このスタッフの姿を今後に生かすためにDVDを作るみたいなお話をされていました。

同時に、やはり国際大会のサポートということで、世界のホテルの標準的なサービス、今後、真の国際的なホテルとなるために、アーリーチェックイン、レイトチェックインなどの決まり切ったチェックイン、チェックアウト以外のサービスみたいなものにこれから取り組んでいかれるというお話をされていました。

2つ目、観光庁様が心のバリアフリー認定制度を開始されました。立ち上げのときに観光庁からヒアリングを受け、意見を出した旭川のプラススポーツ協議会、カムイ大雪バリアフリー研究所の只石幸夫さんから少しお話を聞いてきました。「現在、宿、食事どころ、観光案内所の認定制度ということで66認定されたことは、大変すばらしいことで、私たちもずっと伴走していきたい」とおっしゃっておられ、一方、今後の課題として、例えば、観光施設、公共交通までも、もっとバリアフリー認定制度の間口を広げていくべきではないか、そんなお話をされていました。

富士レークさんが25年の経験ゆえに本大会で自信を持たれたこと、そして、心のバリアフリー認定制度により、新たに観光地に心のバリアフリーが根づこうとしている。素晴らしい流れが作れたのではないかと思います。

そして、もう一つ最後に、これはここからスタートしたという話です。実は、大変僣越ながら、私が山形県の天童温泉で「親孝行温泉」という名前で旅館施設・観光地のバリアフリー化の講演を今年2月にしたことがきっかけで、観光庁さんの既存拠点高付加価値事業で天童市全体のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、これまでバリアフリールームが1ルームもなかった天童温泉の皆様が、5つのホテルでバリアフリールーム、貸切風呂などを改修しています。

オリパラ開催においては、経験値のある方が自信を持ち、そして新たな動きも始まっている。この東京大会の実現により、共生社会に大きく踏み出したのだなという感触が十分にあります。

最後にもう一つ、私はマスメディアで仕事を多くしております。そのたびに「ユニバーサルデザイン」「バリアフリー」という言葉よりも、国民をもっと巻き込んでいくには、言葉を精査する必要があると感じています。私は「バリアフリー温泉」という言葉でこれまで発信してきましたが、親孝行温泉、御高齢の親を温泉地、観光地に連れて行きましようといったように、言葉を換えたことで天童温泉の皆さんが取り組み始めるきっかけとしていただきました。

そうした心のバリアフリーを国民に訴えかけていくには、国民を巻き込んでいくための言葉の使い方を今後もっとブラッシュアップされたらいいなというのが私の願いでもあります。

冒頭、発言の時間を頂きまして、ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本身体障害者団体連合会の阿部会長、よろしく願いいたします。

【日本身体障害者団体連合会 阿部会長】

日本身体障害者団体連合会の阿部です。

先ほどこれまでの総括をお聞きしながら、やはりこのUD2020行動計画の意味はとても大きかった。残念だったのは、コロナ禍の中で実際にパラアスリートの応援に行けなかったこと。これは大変でしたけれども、UD2020行動計画の成果は大きいと思います。

そして、私たち障害当事者団体という視点から考えますと、ちょうど障害者権利条約への取組とUD2020行動計画の取組がオーバーラップしていた時期でもありました。その中で「Nothing About Us Without Us」ということで、私たちのことを私たち抜きに決めないでという理念に基づいて、もちろん、このUD2020行動計画もですけれども、各省庁の取組が

行われたことはすごくありがたいことだと思いました。

私たち日本身体障害者団体連合会でも、心のバリアフリーということで、全国に6つのブロックがあるのですけれども、ブロックで研修を行いまして、さらに、それぞれの県・市町村に広げていく段になって、コロナの問題があつてできなかったのは、とても残念なことです。

さて、今回の取組について、とても大事なことは、やはり障害当事者、そして、多くの住民・市民・ボランティアの方々と企業、行政がともにオリパラということで取り組んだことは、とても大事なことではないのかなと思います。レガシーということでいえば、この取り組む姿勢というか、協働して、連携して取り組むこと自体がレガシーとして継続できれば、ありがたいなと思っています。

私たち日本身体障害者団体連合会は、各地域に加盟団体、都道府県・政令市の団体、そして、それを組織する市町村の団体があります。そのように地域に広げていくというのも私たちの大きな役割だと考えております。

この評価会議は今回が最後になるというお話を伺ったように思いますけれども、これは本当に残念なことで、各主体が連携してレガシーの継続が期待されるというお話も頂きました。そのようなところで、繰り返しになりますが、多くの人々、企業、行政も巻き込んだ取組について、当事者団体としても、言葉が適切かどうかは分かりませんが、これから巻き込む活動を行っていく必要があると思いました。

全体的なことですけれども、とてもいい機会でした。さらに、これは終わりではなくて、大きな経過点としてさらに発展させるように、私たちも取り組んでまいりたいということをお話し申し上げて、時間ですので、これで意見としてのお話は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、全日本ろうあ連盟の久松常任理事・事務局長、よろしく願いいたします。

【全日本ろうあ連盟 久松常任理事・事務局長】

全日本ろうあ連盟の久松です。

本日は、お話しする機会をいただき、ありがとうございます。

今日の冒頭のご説明の部分で、総括についての資料の最後に、情報アクセシビリティが課題であるということを含めていただきまして、大変ありがたく思っております。ただ電話リレーサービスが評価として載っていることには違和感があります。

オリンピック・パラリンピック組織委員会が作成するガイドラインには情報アクセシビリティの課題が基本的なところで抜けておりました。この日本で行われた東京オリンピック・パラリンピック2020大会のガイドラインの内容は、情報アクセシビリティについてIPC

国際パラリンピックのガイドラインにはあったのですが、2020東京オリパラのガイドラインには入っていなかった、漏れていたのです。IPC国際パラリンピック委員会のガイドラインには情報アクセシビリティの記載があったのに、日本で作られたガイドラインにはそれが欠けていた。特に電話リレーサービスの記載がなかったので、大変残念に思っております。今後、この情報アクセシビリティの環境整備は大きな課題となると思います。

しかし、全体的に見ますと、今回、2020東京オリパラをきっかけに、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり、社会に対する啓発、理解、普及されたということについては、大変高く評価できると思います。このことについて、東京オリパラをきっかけにして、様々なところでバリアフリー、ユニバーサルデザインという考え方が広まったということ、日本の共生社会を作ったということ、その成果に結びつくことができたと思います。今後も情報アクセシビリティ環境整備と、今回のオリパラのレガシーを成果として結びつけていくことができるということを期待しております。

さて、今回、東京オリパラがきっかけかもしれませんが、1つ好事例があります。航空会社の中で、例えば、ANAという航空会社がありますが、その機内で安全ビデオの説明があります。日本の聞こえない人に対しては、日本の手話言語で表示され、外国の方が乗られる国際線には、国際手話はその画面に表示されます。情報保障、アクセシビリティの環境整備というものが、空の上、機内でも保障されたということ、参加するだけではなくて、世界の方たちに対しても積極的に情報保障に結びつけていくことができたということは、非常に好事例だと思っております。

また、UDタクシーも増えていますが、1つの課題としましてコミュニケーションの壁というものがありませんでした。そして、積極的に各地で筆談などができるような考え方をもち、筆談器を用意してくださる運転手さんも増えました。そして、その状況は、2020オリパラのユニバーサルデザインの考え方、理解、啓発が大変普及したということとその成果として見ることはできないかと思っております。このような状況で、いろいろなところでバリアフリーが広まったと大いに評価したいと思っております。

私の発言は以上です。ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本視覚障害者団体連合の橋井常務理事、よろしくお願いいたします。

【日本視覚障害者団体連合 橋井常務理事】

日本視覚障害者団体連合の橋井でございます。

今日は、このような時間を頂きまして、ありがとうございます。

私からは4つほどお話をさせていただきます。

まず、今回、この総括が出来上がったということは喜ばしいことであり、この間、長年

にわたり、いろいろな法律ができたり、改正されたりしてきました。これは私ども障害当事者にとってはすばらしいことであると思っております。詳細なところはまだまだ改定をしていかなければならないところがありますが、まずは、このオリパラをきっかけに出来上がったという事実でございます。これは大変すばらしいことかなと思っております。

ただ、残念なことは、この東京オリンピック・パラリンピックが終わって既に2か月ほどたとうとしているのですが、私の中ではあまりオリパラの余韻が残っておりません。私も中学のときに東京オリンピック、あるいは大阪の万博など、いろいろな大きな世界的な催しをずっと見てきた人間でございますが、これほど余韻がないのは初めてで、何が原因だったのかなと。それはやはりこの新型コロナの影響というのは当然のことだと思っております。

今回、いろいろな法律が変わったことによって、心のバリアフリーとか、行動計画とか、いろいろなものが出来上がりましたが、実際に大きく変わったところは東京周辺だけではないのかなと、うがった考えでおります。地方のほうに行きますと、いろいろ法律が改正された中でも、地域の建物、体育館、スタジアム、区役所、そういったところが新築・改装される中、なかなか当事者の意見は聞いていただけない。たとえ聞いたところであっても、今なおアライバイ作りのような存在であるところもあります。せっかくこのようなものが出来上がったのですから、これを地方へどう引っ張っていくのか。北は北海道から南は沖縄まで、今回のオリパラを中心とした理念を受け継いでいかれるのが一番であろうかなと思っております。

次に、私ども視覚障害者にとって、パラリンピック・オリンピックをあまり楽しむことができなかつた。それは御存じのように、解説放送があまりにも少ない。この総括の中ではそれなりに書かれてはいますが、果たして視覚障害者自身にこれを尋ねたのか、確認されたのか。一方的な思いだけで書かれているのではないのか。パラリンピックでもたくさんの時間があつたと書かれておりますが、解説放送があつたのは開会式、閉会式の2つだと思います。今後、こういった解説放送が全てのところで活用されるよう、国が先頭になって動かしていただきたいなと思っております。

次に、この東京オリンピック・パラリンピックをきっかけに、JR東日本さんの皆様と私たち日本視覚障害者団体連合が話し合いをし、声かけ・サポート運動というのをやっていたことになりました。車内放送やポスターといったところで、きめ細かく、秋にはその月間も作っていただいて、幅広く皆さんが聞いていただいたおかげで、いろいろなところで視覚障害者に声をかけてくださるようになりました。コロナ禍で少なくなりましたが、また最近復活してきましたので、これは一つ大きいことかなと。

いま一つは、皆様も御存じのように、私たち視覚障害者を誘導するには点字ブロックがあります。その点字ブロックは、ホーム上にも警告ブロックが敷設されておりますが、旅客鉄道会社の中で「点字ブロック」と駅構内のアナウンスで案内を始めたのは西日本が最初かなと私は思っているのですが、それがここ数年、私たちとの話し合いを聞いてくださ

ったJR東海さん、JR東日本さん、東京メトロさん、また、名古屋市の交通局の地下鉄のほうでも、毎日聞いているところでございます。

こういったものが大きく変わった。私たちを本当に安全・安心な方向に導いてくださる声かけ運動はすばらしいなと思っております。

最後に、先ほども出ましたが、ジャパントクシー、UDタクシーが今どんどん増えている中で、名古屋のほうでは、タクシー会社と障害者当事者、AJUさんとか名身連、障害者差別相談センター、この4つが一つになって車椅子利用者のためのガイドブックを作成しました。先日もその会議があったのですが、今度は逆に車椅子だけではなくて、ほかの障害、視覚障害、あるいは聴覚障害の人たち、あと、精神障害などいっぱいあります。そういった人たちを対象にしたガイドブックも作ろうというところで進んでおりますので、総括として、東京オリンピック・パラリンピック後はいい方向へ向いていっているのかなと思っております。

以上でございます。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、全国手をつなぐ育成会連合会の佐々木副会長、よろしくお願いいたします。

【全国手をつなぐ育成会連合会 佐々木副会長】

こんにちは。全国手をつなぐ育成会の佐々木でございます。

本日は、会長の久保がほかの会議と重なりまして、代理で出席させていただいております。

私どもとしては、ハード面に加えて、全体に心のバリアフリーの取組を各所に位置づけられたことが大変うれしく、評価しているところです。

また、設備面についても、今まであまり多くの方に知られることのなかった知的・発達障害の人たちが必要な男女共用トイレとか、カームダウン、クールダウンできるスペースを新国立競技場の中に作っていただいたことは、他の競技場に関しましても、それを伝えていくことで作っていただけたり、今後のハード面の整備で考えていただけるようになったと確信しております、本当によかったなと思っております。

具体的には、この会議は今日で終わるとお聞きしておりますが、今後、今までの取組をレガシーとして、さらに、今、橋井委員からもお話がありましたけれども、東京周辺だけではなく、日本全体にこういったハード面、ソフト面の取組が広がるように、私たち障害者団体としても努力していかなければいけないと思います。

そんな取組として、全国手をつなぐ育成会連合会は、啓発キャラバン隊と称しまして、全国各地の親の会が学校や地域の方に向けて障害の理解・啓発、そして、多様性を認め合う共生社会を作っていこうという取組をしております。

私も先月、10校ほど小学校の授業に行かせていただきましたけれども、オリンピック・パラリンピックの力は大変すごいなと思ひまして、夏休み中ということもありまして、お子さんたちは皆さん、オリパラを見ていました。体の不自由な方のことは見た目ですぐに分かりやすかったと思ひますけれども、知的障害者も出ていたのよ、知っている、と聞くと、皆さん、知っていると言葉を挙げてくださったりして、そんな中で、今回、多様性と調和というのが基本理念だったのよ、なんていうお話をすると、皆さん、一生懸命聞いてくださったりしています。

私どももそういったことにずっと今後も取り組み続けていきたいと思っておりますので、ぜひ皆様にも関心を寄せていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、全国精神保健福祉会連合会の岡田理事長、よろしくお願いいたします。

【全国精神保健福祉会連合会 岡田理事長】

ありがとうございます。

本日は、このような発言の機会をありがとうございます。

オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組として、ハード面、ソフト面にわたるバリアフリー化が広がったことは、障害がある人にとってのみならず、子育て中の方であったり、高齢者にとっても暮らしやすい環境への変化につながりまして、それは大変に喜ばしいことだと思っております。

その中で、資料2の中で主な成果を拝見いたしますと、精神障害者に直接的に関わるものとしましては、学校における心のバリアフリー教育と障害者割引の問題があると思ひます。

まず、心のバリアフリー教育についてですが、おかげさまで、来年4月から高校教育の保健体育の教科書に精神疾患について記載がされ、学びの機会が確保されたことは大変喜ばしく思っております。さらに、私どもは、精神疾患に関する教育を小・中学の義務教育にまで広げていただくことを希望しております。精神疾患に罹患した成人の半数は、10代半ば、14歳までに症状が始まるというデータがあります。また、このコロナ禍においてメンタルの不調を抱える人や自殺者が増えている現状があり、メンタルヘルスはまさに国民の重要な課題であると思ひます。精神疾患についての正しい知識を、まだ偏見に染まらない年齢から学ぶことが必要だと考えております。さらには、座学で学ぶだけでなく、精神疾患を体験した人、精神障害がある人との直接交流体験も教育の中に位置づけることを進めていただく必要があるとも考えております。

また、障害者割引に関してですけれども、皆さんも御承知のとおり、いまだ多くの交通

運賃割引に関して、精神障害者は対象外という現状がございます。このことは、やはり危険な人たちだから割引対象にしないのだといった間違っただ認識を定着させているのではないかと考えられます。数年前に私どもの会は、交通割引実現のための全国的な署名活動に取り組みました。街頭で町なかを行く方たちに署名への協力をお願いした際に、複数名の方から、精神障害者と一緒の電車に乗るのは怖いから署名なんかできない、そんな危険な人たちを割引にする意味が分からないといった声が聞かれたことに大変驚き、傷ついたという報告が上がりました。このような間違っただ認識・偏見を、精神障害者は割引対象外という現状が肯定してしまっているように思います。一刻も早くこの差別状態を改善していただく必要があると考えております。

以上が精神障害に関する積み残した課題なのですが、他にもまだ残された課題が他の方からも出ておりました。障害間格差、あるいは地域格差等があります。今後も各担当省庁が責任を持って、各障害者団体との連携により取組を進めていただくことはもちろんですが、この評価会議に代わる何らかの全体の進捗状況を確認したり、評価する仕組みや体制が必要ではないかと考えておりますので、ぜひ御一考いただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本発達障害ネットワークの市川理事長、よろしくお願ひいたします。

【日本発達障害ネットワーク 市川理事長】

日本発達障害ネットワークの市川でございます。

私、本来業務は精神科医だということで、ふだん感じているのは、知的障害、精神障害、発達障害もそうなのですが、外見的に見ただけではどこが悪いのかよく分からないというところがあり、支援しにくいということを言われます。ハードよりソフト面を充実していただかなければいけないと思っております。

翻って発達障害について考えてみますと、平成17年に支援法が成立してからまだ16年しかたっていないのです。その中で、今回、例えば、クールダウン、カームダウンの問題とか、幾つかソフト面も含めた支援をしていただけることがこの会議を通じて進んだのではないかと考えております。

もちろん身体障害の方は大変で、これを支援していただくのはもちろんですが、外見から分からないということは、発達障害でいえば、怠け者だとか困ったやつだということで非難を浴びて、自己実現が難しくなりました。結局、自死に至る方までいらっしゃるという現状があります。この辺りのところはぜひ社会全体で取り組んでいただけたらありがたいと思っております。

私が感じているのは、近年、国交省を先頭にいろいろなところで取り組んでいただける

ようになってきたと思っております。実は知的障害・精神障害・発達障害は数が物すごく多いのです。ただ、支援のやり方が分かりにくい、一人一人の困難も違います。一つ、「こうすればよい」と言いにくいところはあるのですが、その辺りのところをお酌みおきいただき、支援を進めていただけるとありがたいと思っております。

私どももこの評価会議に参加させていただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私のお話にさせていただきます。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、全国重症心身障害児（者）を守る会の長井理事、よろしくお願ひいたします。

【全国重症心身障害児（者）を守る会 長井理事】

全国重症心身障害児（者）を守る会の長井でございます。

本日は、発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

まず、障害の有無にかかわらず、全ての人が助け合い、ともに生きていく社会を実現するというユニバーサルデザイン2020行動計画が着実に進んでいることにお礼を申し上げます。

心のバリアフリーは、学校や職場などで取り組んでいただきました。コロナ禍ということではいろいろな工夫も必要であったと思いますが、この取組は今後も障害の理解に寄与してくれるものと期待しております。

また、顕著に感じられるのは街のバリアフリー化が進んだことです。特に私たちの望んでいたエレベーターの大型化やバリアフリースイアの整備、パーキング・パーミット制度の導入など、今後も拡充していただくことを期待しております。

平成12年の交通バリアフリー法により旅客施設や車両等のバリアフリー化が推進されまして、平成19年には移動円滑化整備ガイドラインが策定され、よりバリアフリーが進みました。平成25年にオリパラ東京大会が決定されると、この動きが加速化されました。平成29年にはユニバーサルデザイン2020行動計画が策定され、移動等円滑化評価会議や接遇ガイドラインが策定されました。

行動計画の取組は、私たち障害当事者の意見を取り入れていただき、具現化されてきていると感謝いたしております。この機運、取組をレガシーとして継続していただきますようにお願ひいたします。

この評価会議に参加させていただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、DPI日本会議の佐藤事務局長、よろしく願いいたします。

【DPI日本会議 佐藤事務局長】

DPIの佐藤です。

私、ちょっと今、体調が悪くて、寝たままで発言させていただきます。すみません。

今後の課題を5点、ぜひお願いしたいと思います。

東京大会は、IPCアクセシビリティガイドをベースにして、世界の基準であるバリアフリー整備基準を踏まえて、東京2020アクセシビリティ・ガイドラインを作っていただきました。これは大変すばらしい成果だと思っています。ただ、その後、各地でできた新築の大きなスタジアムとか、大規模改修のスタジアムは、残念ながら、この東京2020ガイドの基準を踏まえて作られておりません。さらに、2025年に予定されている大阪・関西万博のユニバーサルガイドラインが8月に公表されたのですけれども、こちらも踏まえておらず、以前の非常に低い基準に戻ってしまっている。これはレガシーとして東京大会の基準が引き継がれていないということを明確に示しているもので、大変残念に思っています。ぜひとも東京大会の基準をレガシーとして日本全国に残すために、バリアフリー法の義務基準に盛り込んでいただきたいと思います。

2点目は、心のバリアフリーの定義です。心のバリアフリーとは何ですかと聞くと、ほとんどの人は答えられないです。心のバリアフリー、イコール、優しさという誤解が広がっているように思います。UD2020行動計画では、この心のバリアフリーの定義を3つ盛り込んでくださっています。社会モデルの理解、差別の禁止、想像して共感する力、この3つがあって心のバリアフリーだということを明確に広めていただきたいと思います。これからも誤解のないように、ぜひこの3つの定義を広げていただきたいと思います。

3点目は、小規模店舗のバリアフリー化は、残念ながら進まなかったです。これまでのバリアフリー法では店舗内の基準はありませんでした。昨年作っていただいて、この3月からガイドラインがスタートしていますけれども、義務ではありませんので、どのぐらい広まるかということに不安に思っています。ぜひともさらなる取組を進めていただきたいと思います。

4点目は、UDタクシーです。これは普及はしているのですけれども、いまだに乗車拒否が相次いで、実際にはなかなか乗れないという状態です。せっかく乗れる車両が走っているけれども、運転手さんに拒否されて乗れないということが現在でも続いている。この乗車拒否は、運転手さんが車椅子の載せ方をちゃんと覚えていない、研修を十分にやっていないということが大きな要因だと思います。ぜひこれも再度徹底していただきたいと思います。

最後はホテルのバリアフリールームなのですが、東京オリパラに向けて1%義務化とい

うことをしていただきましたけれども、世界の基準は3%から5%です。これを大きく下回っておりますので、これは引上げが必要だと考えています。

以上、この5点、ぜひ今後もさらに取組を進めていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本パラリンピアンズ協会の大日方会長、よろしくお願いいたします。

【日本パラリンピアンズ協会 大日方会長】

皆さん、こんにちは。日本パラリンピアンズ協会の大日方です。

パラリンピックを開催することができまして、本当によかったなと思っております。いろいろな制限はありましたけれども、パラリンピアンズの活躍を日本の方々に見ていただくことを通じて、多様性とは何なのか、調和された社会とはどのようなものなのかということを考えていただくきっかけになったのではないかと思います。

また、東京大会をきっかけとしたユニバーサルデザイン化の様々な取組が進んでいること、厚く御礼を申し上げます。バリアフリーという考え方が、特別な配慮ではなく、当たり前のもので受け止められ、整備を進めることは、この先も続いていくことが必要だと考えます。整備を進める際に当事者の意見を聞く、また、施設管理者や関係省庁など、多様な主体が関わっていくということを通じて、バリアフリーの面的な整備が進むということも、私たちの東京大会の取組の中では、実現することができた好事例だと感じております。

さらに、どのような整備をすればよいのかということについて、教育や啓発、正しい情報提供を継続していくことが必要だと感じております。先ほどの佐藤さんの御意見にもありましたが、IPCのガイドラインの基準を、国内のバリアフリーの基準という形でしっかりと入れ込んでいくことが必要だと感じております。また、当事者、関係者が、バリアフリーの整備の助成や補助といったものが制度的にあるということを知っておくことが、その後、当事者がアクセシビリティ改善に関して交渉することに大きな力になるとも感じております。

非対面サービスでのユニバーサルな対応について、特に情報のアクセシビリティにつきましては、私たちはもっと工夫や慣れることが必要だと思いました。本日のこのオンライン会議の開催につきましてもそうですが、様々なアクセシビリティに関するサービスを活用していくことができるということをもっと私たち自身も知るとともに、こうした取組、アクセシビリティのある対応がしっかりとできるということを多くの人たちに知っていただき、バリアフリーな会議運営が当たり前になっていくことが必要だと感じました。

バリアフリーの考え方や技術というものは進化します。これも佐藤さんからのお話があ

りましたけれども、施設の車椅子席だとか、宿泊のバリアフリーのお部屋の割合といったものも、今後、人口減少社会を通じてもっと増えてくる必要があると感じております。

国立競技場や代々木競技場でのバリアフリーは、様々な配慮、工夫がされておまして、素晴らしいものがありました。しかし、10年、20年先には、もっとこうすればいいよというバリアフリー整備の必要性、あるいはこれが決してゴール、あるいは理想郷ではないということを私たちは肝に銘じておかなければいけないと思っております。

今後もこの取組が引き続き続いていくこと、そして、皆さんが共生社会とは何なのかということをも自分自身の言葉、自分自身の問題として考えられる、そういう社会であることを期待したいと思っております。

ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、全国脊髄損傷者連合会の大濱代表理事、よろしくお願いたします。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱代表理事】

ありがとうございます。全国脊髄損傷者連合会の大濱です。

Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを、今後の様々なバリアフリーを考えるときの一つの柱にしてもらいたいと私は考えています。これは一つの大きなレガシーだと感じておまして、これに基づいて各所のバリアフリーを考える基準にさせていただきたいと思っています。これを読んでいただければ分かるのですが、本当にいい中身になっています。新国立競技場を私はまだ見ていないのですが、非常に評判がよくて、当会の役員が見に行った感想でも非常に良かったと聞いています。ですので、今後、建物を作る場合は、ぜひこれを参考にしてもらいたいなと思っています。

公共交通のバリアフリー化の話も、先ほど説明がありました。UDタクシーについては、やはりいつまでたっても重度の障害者は取り残されるという現実を目の前に突きつけられた思いがしています。私のような電動車椅子を使用する重度障害者は、とてもではないですけれども、UDタクシーには乗れません。乗ったとしても、かなり厳しい条件で乗らなくてはならなくて、電動車椅子で横を向いたまま車が走るということになります。実際、今日の午前中に友人に会いましたが、その彼も手を挙げたら、一応、UDタクシーが止まってくれたそうです。ただ、本当に乗るのですかと言われたということでした。やはりタクシーの運転手さんは車椅子使用者を乗せたくないのだという、そんな気持ちの表れかなと思って聞いていました。彼もやはり大きな車椅子を使用しているので、短い距離ですが、横向きのまま乗車したそうです。こうした課題がまだ残されていますので、今後、きちんと課題解決に向けて取り組んでいただければと思っています。

都会・都心部については、様々ないいモデルができたと思っておりますが、地方が非常に

取り残されているという現実もありますので、これを機に、地方にもきちんとバリアフリーが行き渡るような施策を推進していただければと思っています。

本当にこのアクセシビリティ・ガイドラインのおかげで、特に東京などは非常によくなったと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本難病・疾病団体協議会の辻常務理事、よろしく願いいたします。

【日本難病・疾病団体協議会 辻常務理事】

ありがとうございます。

私どもは、難病や長期慢性疾患の患者団体、約100団体が集まった全国組織の連合体です。1年の延期を経ましてパラリンピックの成功に至るまで、関係者の皆さんの御努力と御苦労に感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

難病は外見からは分かりにくいので、テレビに映るパラ選手の活躍が、直接難病の理解に結びつきにくかったところもあったかも分かりませんが、その中で、やはり心のバリアフリーの浸透は私たちにも光を当ててくれるものだったと思っています。

一方、心のバリアフリーは、それ自体、形がないので、今後、継続して取組がなされないと、忘れられてしまったり、浸透していかないと思っていますし、教育現場に比べて、大人に対して、例えば、企業において浸透させていくことはなかなか難しい面もあるのかなと思います。ただ、これを解決しないと、共生とは逆に分断が進んで、国際的にも評価の低い立ち遅れた国になってしまうのではないかと考えております。

1つのヒントとして、自分の近くに多様性のある人がいるだけで、自然にお互いに理解し合って、心のバリアフリーが自分ごととして理解されるという例を大変多く聞きます。障害者の範疇はもちろんなのですけれども、それに限らず、さらに、病気だけではなくて、LGBTや引きこもり等、生きづらさを抱えている人たちが共生社会の一員として当たり前を受け入れられることを推進するように、例えば、雇用する人の多様性に関する目標を定めたり、達成企業に認証や認定マークを発行して、入札や企業間取引、商品の付加価値として有効活用するなど、資本主義の営みにもうまく組み入れることなども検討されてはどうかと思っています。多様性を受容する企業価値や、社会や国の価値が上がるかも分からないなと思っています。

最後になりますが、難病は、その希少性と外見から分かりにくいという特性ゆえ、一般の人が自分ごととしてはなかなか捉えにくく、また、進行したり、よくなったり悪くなったりするという障害特性があります。まだ社会の理解と配慮を得にくい点が多い状況です。

難病法は、難病は人類の多様性の中で、国民の誰もが発症する可能性があり、これを社

会が包含して支援していくことが、成熟した日本の社会にふさわしいとしています。ぜひ心のバリアフリーでも、引き続き難病を取り上げて、難病の周知と対策を推進していただくようお願いいたします。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本補助犬協会の朴代表理事、よろしくお願いいたします。

【日本補助犬協会 朴代表理事】

よろしくお願いいたします。

UD2020行動計画に身体障害者補助犬や補助犬を同伴した人を含むと、その受入れを明文化していただきました。これは障害者種別で考えると忘れられがちな補助犬ユーザーの困りごとを意識する大きな一歩となりました。東京大会においても補助犬受入れ体制の確立に向けた取組が実施され、成果を上げました。ありがとうございます。

もちろん100%ではありません。例えば、補助犬トイレは、国立競技場では、限られた条件の中でよいものができたかと思います。しかし、各競技会場や選手村の補助犬トイレは、残念ながら場所や仕様が十分とは言えません。障害の社会モデルに基づき、補助犬ユーザーが取り残されない社会になるよう、この経験を生かして尽力を続けていきたいと思っています。

そこで、1点お願いがございます。公共交通機関のバリアフリー化など、すばらしい内容が進んでいますが、その中で補助犬ユーザーの存在も忘れないでいただきたいのです。例えば、UDタクシーは車椅子で乗車できますが、介助犬を待機させる場所に突起物があって、犬を伏せさせることができなくて利用できなかった経験があります。

新幹線車椅子用フリースペースのニュースを見ました。介助犬を同伴できるスペースがあるのか、介助犬ユーザーが2～3名で2～3頭の介助犬を伴って利用できるのか疑問が残ります。

同じような困りごとはほかにもあります。国立競技場の検証に2名の盲導犬ユーザーが参加し、指定された優先席を利用しようとしたのですが、足元に待機する盲導犬1頭につき2席分のスペースが必要だったので、結局は車椅子利用のスペースに移動させていただいて、観戦した経緯がございます。

これら3種類の補助犬ユーザーが、犬を同伴することで直面する共通の困りごとを解消するには、検討の段階から補助犬の存在を意識していただく必要があります。今後、各省庁で進めるハードとソフトのバリアフリー検討会に、補助犬ユーザーや補助犬を育成・貸与する事業者も参画させてください。少数派である補助犬が社会に受け入れられ、当たり前前に補助犬と出会うまちづくりを実現したいのです。そのためには、皆様との更なる連携が必要です。

アクセシビリティ協議会から参画させていただいた感想は、各障害者団体がお互いの考えや困りごとを話し合い、障害種別を越えて理解が進んだこと、障害者団体と企業、行政がともに取組を行っている現状、これこそが共生社会への歩みと感じています。こういった相互理解と連携が東京大会のもう一つのレガシーになったようにも思います。

このような機会を設けてくださいました国や関係者の皆様に感謝し、御礼を申し上げて、私の発表とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、日本補助犬情報センターの松本理事、よろしくお願ひいたします。

【日本補助犬情報センター 松本理事】

日本補助犬情報センターの松本です。

本日は、発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

私どもは、補助犬という切り口から、単なる補助犬への理解だけではなくて、障害理解、多様性理解など、共生社会に向けたいろいろな活動を、教育現場や企業などを対象として広く行っていきまして、その中で、やはりこの2020オリンピック・パラリンピックというのはとても大きな影響がありました。

また、パラリンピックの開会式でイスラエルの選手の方が盲導犬を同伴して入場していたシーンがテレビで放送されたことをきっかけに、関心を持って問合せしてくださる方もいたりというようなことで、オリンピック・パラリンピックというのは大きな影響があるのだなということを肌身で感じていました。

ただ、今回、この行動計画に対する評価というのは、ゴールではなくて、次につなげなければいけないということを強く感じています。

今回、成果としてまとめられているものを拝見したところ、やはりできたことを並べているという感じがとても強くて、本来ですと、目標に達していないことや、まだまだ取り残されてしまったこと、取りこぼされてしまったことがとてもたくさんあるのですけれども、それがはっきりと明示されていない点がちょっと残念だなと思いました。

今回、当初の報告の中には、会議の中でいろいろな好事例が紹介された一覧があったと思うのですが、その中の幾つかが今回の成果報告の中でも最初は取り上げられていたのですが、今回の最終の報告の中からは、民間のものという理由なのか、外されてしまっていたのです。ですが、官民関係なくよい取組はよかったものとして、また、残念だったこと、反省すべき点は反省すべきものとしてきちんと明示していかないと、やりました、頑張りましたということで終わってしまうのではないかなと思いました。

具体的なことでいきますと、先日、新聞で、2024年開業に向けて長崎のほうで新しいスタジアムを作り、それを中心とした総合的なまちづくりを行うということが載っていたの

です。それは一般の民間の企業が主導して行うまちづくりらしいのですが、そこに今回の2020行動計画の取組がどれだけ生かされるのか、生かされるつもりがあるのかということがとても気になっております。

国や行政が官として取り組むことと、私たち当事者が諦めることなくあちこちに働きかけていくこと、それが両輪となってこそ、一般の企業や一般の人々を巻き込んだ大きなムーブメントとなっていくのではないかなということを改めて感じております。

これで終わりにしないこと、それが私どもにとっての統括となります。今後とも多くの方々と連携をしながら、共生社会実現を目指していきたいなと思っております。これまでありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、学識者の皆様からの御意見を頂戴したいと思います。

まず、秋山先生、よろしく願いいたします。

【中央大学 秋山教授】

中央大学の秋山です。

まずIPCと情報の問題です。国際パラリンピックコミッティのガイド（IPCガイド）というものが今世紀初めに作られたのですが、日本もそれに沿ってTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインというものが作られました。それが東京2020アクセシビリティ・ガイドラインというものなのですが、そこで大きな問題点があったなと思うのは、先ほど聴覚障害の久松さんが、電話リレーサービスが受け継がれなかったとおっしゃっていたと思うのですが、それ以外、情報系がIPCのガイドでも極めて弱かったのです。

したがって、東京2020ガイドラインなのですが、これも情報系がかなり弱かった。そして、努力したのは、内閣官房のプロジェクトで推進されたNTTなど情報系の会社が1,900人のアルバイトを雇って、駅から競技場までアプリを使ってバリアフリーのルートを案内するというICT移動支援アプリが作れたのです。

ところが、もう少し頑張れば、日本の300以上の自治体で既にやっているバリアフリーの基本構想があるのですが、そのデータが紙ベースなのです。それをデジタル化すれば、日本全国の情報のアプリを使ってバリアフリールートを検索できるはずなのですが、それをやれていなかったということで、今後期待したい。

2点目は、東京2020ガイドはかなり水準が高いなと思うのですが、その結果、全国に広がらないという部分ももう一方にあるのではないかな。全国に広がらない理由は、あくまでも東京を前提としていて、東京以外には拘束力がないということもございます。したがって、必要な部分については、むしろ国のバリアフリーの法律だとか、ガイドラインにどうやって組み込んでいくかという努力をこれからやるべきだろうと思います。

例えば、エレベーターは11人乗りがバリアフリーの基準ではあるのですが、東京2020アクセシビリティ・ガイドラインで11人という言い方をすると、ガイドラインは拘束力がありませんので、あくまでも事業者の選択になりますので、そういう部分をどう考えていくかというところで、全国に波及するための努力がやはりもう一方で必要かなと思いました。

そういったことができれば、多分、今回の心のバリアフリーとまちづくりというのは、相当の成果を上げたと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

その他として、コメントをさせていただきたいと思いますが、大濱さんがおっしゃったとおり、UDタクシーは重度障害者が乗れないのです。これは東京都が日産の購入を進めるということが非常に重要なのですが、そこを怠っていたのか、あるいは事業者にお任せしていたのか、そのところが弱かったために、重度障害者の人たちがなかなか乗れないタクシー、トヨタのジャパンタクシーの数だけかなり増えていったところがございますので、こういったところも行政はきちっと目配りをして、やっていく必要があるなと思いました。

以上です。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、高橋先生、よろしく願いいたします。

【東洋大学 高橋教授】

東洋大学の高橋です。

それでは、短い時間ですけれども、よろしく申し上げます。

私のほうでは、何点かありますけれども、まず1点は、UD2020行動計画を評価したいと思います。私も長くバリアフリー、あるいはユニバーサルデザインに関わってきましたが、この数年間の事業の展開というのは、今日の紹介の中ではトピックス的な部分が中心になりましたけれども、非常に大きい。先ほど最初の御挨拶でありましたけれども、その成果をいかに公表していくか、内外に知らせていくか、ここはまだまだやれていないので、ここは本当にやらなければいけないと思います。

2点目は、先ほど地方との格差の問題もありましたけれども、基礎的な自治体にそのレガシーをいかにつなげていくか。ここがまだできていないのではないかと。

学校の教育の現場でも、心のバリアフリーですとか、あるいは物理的な施設のバリアフリーが法律で義務化されているというところもありますけれども、教育の機会、あるいは職場での研修の機会をさらに強化していくことが必要だと思います。

そのためにどうするかということになりますけれども、例えば、この評価会議はなくなっても、少なくとも向こう10年ぐらいはしっかりと監視していくようなことが何かできないだろうかと思っています。

現在、例えば、共生ホストタウンが109ということになりますが、これは様々なオリパラの選手たちを受け入れるということになっていましたけれども、全国1,741自治体からすると6%ぐらいしかないのです。なので、共生社会ホストタウンの思想とか、あるいは行動とか、それをいかに共有化できるかというのは、国の立場としても重要ではないかと思えます。

それから3点目として、1つ大きいのは、今回の東京2020大会で感じたことは、まちづくりにパラのアスリートの方々が参画し始めたということが感じられます。長野五輪のときには、これはそこまで行かなかったような気がするのです。先ほどあったように、そこをいかに地域で広げていくかということも含めて、日常生活の領域につなげていくための、今後の方法を開発していくことがとても重要ではないかと思えます。

4点目は、先ほど来、話が出ていますけれども、少し残念だったことは、東京アクセシビリティ・ガイドライン2020の件です。ここではIPCガイドの中の公平性、あるいは人権の問題とか、機能性とか、そこが十分に盛り込まれなかったのです。あるいは議論も不十分だったという感じがいたします。

そこで、どうするかということになりますけれども、東京アクセシビリティ・ガイドラインと、その補完をしたのがUD2020行動計画になりますので、これをセットでレガシーとしてさらに継承していく。ここが非常に重要になってくると思えます。これはこの行動計画に関わった私たち一人一人の責務であると痛感しています。

公共事業の中で、例えば、先ほどDPIの佐藤さんですとか、そのほかの方々も、十分にレガシーが受け継がれていないのではないかと。国立競技場で行われたような当事者参加の取組が受け継がれていないのではないかという御意見もありました。一部そのような計画事例ですとか、建設事例も散見されます。

そして、もう一部は、きちんとこのレガシーをつないでいっているというプロジェクトも現に今あります。少し時間的にはかかるかもしれませんが、何らかの方法、例えば、公共事業を入札するときの基礎的な要件にするとか、いろいろな方法はあるかと思えますけれども、少しダイジェスト版を作りながら、それを丁寧にレガシーとしてつなげていくことができないかと考えています。ぜひその辺りも含めて取り組んでいただきたいと思えます。

今日のお話を聞きながら思ったのは、1970年の大阪万博が行われた後に、当時はバリアフリーという言い方が生まれていみせんでしたが、日本肢体不自由協会が全国のキャラバン隊を組んで、大阪の万博で行われた様々なバリアフリーの試みを全国に広げていったのです。それが障害者の運動につながっていったという歴史的な経過もあります。もう一つここでホップ・ステップ・ジャンプ、さらにその上にいけるチャンスをみんなで一緒に作っていきたいと思えます。ありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、中野先生、よろしく願いいたします。

【慶應義塾大学 中野教授】

ありがとうございます。慶應義塾大学の中野です。

最初に、ユニバーサルデザイン2020行動計画は、心のバリアフリーを普及させる上でとても重要な役割を果たしたと思うということを表明させていただきます。教育からまちづくりまで、様々な場面で心のバリアフリーについて言及されるようになったことは大きな成果だと思います。

しかし、心のバリアフリーの根幹である障害の社会モデルの考え方は、国民にどれだけ広がったのでしょうか。以前にも発言させていただきましたが、例えば、元東洋大学教授の川内先生は『尊厳なきバリアフリー』という本で、心のバリアフリーを知らない人が約7割で、心のバリアフリーから連想する内容は優しさ、思いやりで、平等は半数程度しかなく、権利、差別、尊厳はさらに低かったと報告されています。

また、日本リサーチセンターでは、ユニバーサルデザイン社会の実現度定点観測調査を2017年から毎年実施しておられます。その結果、障害の社会モデルへの賛同率は、2017年から2018年に一定程度高まりを見せた後、2019年から2020年にかけて減少しました。2021年には再度上昇しましたが、2021年6月時点でも障害の社会モデルへの賛同率は65%弱であったことを報告しています。そして、5年間を通じて、共生社会が実現しているとの認識は低いまま推移し、ほとんど変化していないという分析結果を示されています。

これらのデータを拝見すると、行動計画における心のバリアフリーは、まだ正確には理解されていないと考えられます。今後も引き続き心のバリアフリーを正確に理解してもらえるような普及・啓発活動が必要なのではないかと考えられます。

また、普及・啓発活動によって心のバリアフリーが正確に理解されているのかを、定期的に評価し続ける仕組みが必要不可欠だと思います。心のバリアフリーは誤解されやすい概念でもあり、明確な定義もなされていないため、今後、定義を明確にした上で、より適切な用語を検討する必要もあるのではないかと思います。

特に心のバリアフリーに対する取組をレガシーとして残していくためには、これまでこの評価会議が果たしてきた役割を引き継ぐ仕組みが必要ではないかと思います。

これから内閣府の障害者政策委員会で第5次障害者基本計画が議論されることになると思いますが、その中で、心のバリアフリーに関する施策の今後の在り方についても議論していただきたいと思います。

最後に、今回のオリンピック・パラリンピックでは、共生社会を実現する上で、メディアの果たす役割の大きさを実感しました。障害のある人たちが様々なメディアで取り上げられましたし、パラリンピックでは障害のあるキャスターによる報道もなされました。手話通訳、字幕、音声ガイド等の情報保障という観点では十分ではありませんでした。パ

オリンピックの開会式、閉会式での情報保障は評判がよかったように思います。メディアへの障害のある人たちの露出、メディアによる障害の捉え方、そして、ユーザーのニーズに基づいた情報保障は、共生社会を実現する上で大きな力になるのではないかと思います。ぜひパラリンピックが終わりではなく、これらの取組をサステナブルにしてほしいと思います。

オリパラの後はSDGsが注目されていますが、エコだけではなく、誰一人取り残さないという理念の中に引き継いでいってほしいと思います。

以上です。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

続きまして、星先生、よろしくお願ひいたします。

【筑波大学附属視覚特別支援学校、国立特別支援教育総合研究所特任研究員 星校長】

筑波大学附属視覚特別支援学校、国立特別支援教育総合研究所の星と申します。

様々な取組、お疲れさまでした。私からは、主に教育に関する内容について、お話をさせていただきます。

御報告いただきましたように、様々な形で心のバリアフリー教育が推し進められてきた8年間だと実感しております。特に指導の指針となる学習指導要領の中に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成するといったこと、それから、各教科等に学習上の困難に応じた指導内容、指導方法の工夫が示されたこと、そして、障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習が明記されたということは、とても意義あることだと思っております。

そして、交流及び共同学習を単発、行事的なもので終わらせることなく、継続して取り組むことの大切さということを行動計画で示されておりますけれども、具体的に幾つかの自治体において、特別支援学校に在籍している児童・生徒に対して、副籍・支援籍という形を取って交流及び共同学習を推進している自治体が生まれるといったような取組が見られているのも、具体例としては大きいのではないかなと思っております。

それから、将来、教員を目指す学生に対して、特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する理解の科目を必修化する。教員を目指す学生は必ず単位を取得しなければならないとしたことは、とても意味あることだと思っております。

先ほどの御発言の中でも御指摘がありましたように、心のバリアフリーの考え方をきちんと押さえていく必要ですとか、今後、授業の中身をいかに充実させて実効性のあるものにしていくかというのが課題であるなということも同時に感じているところです。

それから、障害者だけではなく、性別、年齢等にかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合う意識の醸成という面でのセクシャルマイノリティー、LGBTQ

の方々への認知度も、オリパラを契機にかなり急激に上がってきているなどというのを学校現場にいる立場からも感じているところです。

最後になりますが、今後、今回の様々な取組・成果を一過性のもので終わらせない、持続させていく、発展させていくということ、そして、取組を全国津々浦々、地方まで行き渡らせるということがとても大事なことだと思っております。そのための歩みを止めないこと、対面・集合型でできないことはオンラインを活用するといったことを続けていきながら、共生社会の実現に向けた取組を継続していくことが大切だと思っております。

また、先ほど御指摘もありましたけれども、まだまだ今回の取組や成果が十分に知られていないように思っています。しかしながら、具体的にホームドアの設置が促進されたこととか、競技会場のバリアフリー化など、こういった大きな社会の変化は、言われてみれば確かにそうだねという感覚のような気がします。しっかりと周知していくことも必要なことだと思いますし、継続した取組が何より大事だと思っております。

私も様々な学びを今回頂くことができ、感謝しております。ありがとうございました。以上となります。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

最後になりますが、山崎先生、よろしくお願ひいたします。

【順天堂大学 山崎先生】

では、私のほうからは、まず、今日、このような発言の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

私はバルセロナのパラリンピックに出場して、そのときはパラリンピックのことが全く報道されず、日本で知られていなかったような時代でした。長野のパラリンピックのときには、バリアフリー化のことにも関わりましたけれども、ほとんど何もバリアフリー化が進みませんでした。

なので、今回の東京パラで、この会議に参加させていただいて、すごく期待して、どこまで実現できるのだろうと思っていましたが、本当にすばらしい成果で、多くのバリアフリー化が実現したことをすごく喜んでおります。また、一員として関係府省庁連絡会議から評価会議まで関わらせていただいたこと、本当にうれしく誇りに思っております。このような成果が出たのも、ひとえに、障害者団体をはじめ、これほど多くの団体が集まって意見を出し合って、検討して、それを取り入れていただき、さらに、そこで終わるのではなくて、監視して、また修正して実現するという、そこまでやったということだと思うのです。これは本当にすばらしい活動でしたので、ぜひ今後もこのような形を続けていただきたいと思っております。

この後は私が前回の会議の最後にもちょっとお話しした点なのですが、私自身の意見と

しては、ユニバーサルデザインのまちづくりの活動の中で唯一実現できなかったというか、実現度が低かったのは、行動計画の考え方にも記載されている、障害者が公共交通機関だけではなく自家用車でも移動できるよう、バリアフリー化された駐車場の確保を進めるとのことだと思えます。

パーキング・パーミット制度の全国展開、相互利用については、関係府省庁と連絡会議から問題提起させていただいて、お願いしてきたことなのですが、結局、全国展開は実現しませんでした。これは先進国の中で唯一の国なので、早急にこれが実現することを願っています。現在も車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会があって、先日も国交省から意見を求められヒアリングを受けて、今度の11月18日の検討会で私の意見も少し発表させていただくことになりました。そこで申し上げたのは、パーキング・パーミットについては、優先的利用ということだけではなく、障害者ドライバーの基本的権利として、合理的配慮の一環としても検討してほしいと。思いやり駐車場などという言い方は間違っていると、実は私は思っています。これは完全に権利なのです。なので、これが実現しないことはおかしいと思っています。その方策についても、幾つか意見を出しています。

これが実現するまでに、東京都、神奈川県、埼玉県等の制度未導入の都府県では、障害者ドライバーは駐車禁止除外指定標章制度に頼らざるを得ないのです。前回の会議でもお伝えした、最近、自転車用道路や路肩帯が急増したことによって、止められる場所が本当に激減してしまいました。私も最近、世田谷とか杉並辺りに行くと、本当に止まれるところがなくて、100円パーキングは車椅子使えないし、回転式パーキングも使えないので、本当にどこにも止められなくて路頭に迷うようなことが何度もありました。駐車禁止除外指定標章を出しても駐車違反になる場所については、各都道府県の警察署等から発表されています。でも、自転車通行道とか、専用帯とか、いろいろな言い方がありますがけれども、これに関してはあやふやなままです。ホームページをかなり調べましたけれども、あやふやなままなので、障害者ドライバーは、私も1回駐車違反を取られましたので、それだったら止められないということになって、路頭に迷ってしまうということになります。なので、まずは明確なガイドラインを出していただくとともに、障害者が公共交通機関だけではなく自家用車でも移動できるよう、バリアフリー化された駐車場の確保ということをぜひ進めていただきたい。それには駐車場、パーキング・パーミット、駐車禁止除外指定標章、この3つを併せて考えていただきたいと思えます。

最後に、もう一つ、最近の体験からなのですけれども、私は、出張等でよく使うので、新幹線の車椅子用の座席、フリースペースが増加したことを大変うれしく思っています。実は明日も新幹線を利用します。明日は東北、来週は東海道なのですが、予約しに行ったら、12ABは予約できますけれども、13ABはネットで一般公開されているから予約できませんよと言われたのです。こんなことを言われたのは初めてだったので、あそこは横に車椅子が置ける席ですよねと言ったら、いや、これはもうネットにオープンですよと言われてしまって、車椅子席増加の考えに逆行しているとすごく残念に思いました。

なので、このようなことがないように、この評価会議のように監視して、間違ったことは正して行って、新しい制度を作ったりすることが必要だと思いますので、この評価会議は今日で終わりですが、ぜひこのような活動をこれからも続けて行ってほしい。本当にこれは大成功の活動だったと思うのです。ですから、ぜひ続けていただきたいと切に願っております。よろしくお願いいたします。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

会議冒頭、システムの不具合があったため開始が遅れまして、加えて、委員の皆様のコメントも盛りだくさんであったことから、大幅に予定時刻を超過してしまいましたことをおわび申し上げます。

ただ、もう少しだけお時間を頂きまして、これまでの議論を踏まえて、国土交通省総合政策局の大高次長より御発言をお願いしたいと思います。

そのほかにつきましては、御意見について、持ち帰りとさせていただきます、後日、事務局から回答させていただきたいと存じます。

それでは、大高次長、よろしくお願いいたします。

【国土交通省総合政策局 大高次長】

国土交通省総合政策局次長の大高でございます。

本日は、皆様から大変重要な御指摘、御意見を頂き、また、多くの新しい気づきを頂いたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、昨年のバリアフリー法の改正を通じた心のバリアフリーの更なる充実、そして、今年度から5か年間を目標期間とする新たなバリアフリーの整備目標を掲げ、本日もいろいろな方から御意見がありましたけれども、地方も含めたバリアフリーをハード、ソフトの両面から取り組んでおります。

東京2020大会の共生社会実現に向けた関心、意識の高まりを、これから我が国のユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーの取組につなげて、次世代にしっかりとバトンを渡していくことが大変重要であると考えております。

国土交通省といたしましても、大会のレガシーとしての共生社会の実現に向けて、本日、皆様から頂いた大変貴重な御指摘を踏まえて、一層のバリアフリー政策に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き皆様の御理解、御協力、御支援をお願いします。

私のほうからは以上でございます。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

予定していた議事については、以上です。

最後に、豊岡議長から、本日の議論を踏まえ、一言お願いいたします。

【豊岡議長】

本日、皆様から大変貴重な御意見を頂くことができました。本当にありがとうございました。

関係者の皆様の真摯な取組によりまして、心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりが着実に進捗しているということに対する評価の声をたくさん頂き、共生社会の実現に向けた取組が東京大会のレガシーの大きな柱であるということを再認識いたしたところです。

その一方で、障害当事者の参画がまだまだ緒に就いたばかりであるということや、UDタクシーの普及、小規模店舗のバリアフリー化の促進、心のバリアフリーに継続して取り組むことが重要だとか、知的障害や発達障害、補助犬等への対応ですとか、これまでの様々な取組を次につなげていくことが大切だとか、あるいは地方への普及拡大が大切だとか、様々な御意見を頂戴しました。引き続き取り組むべき課題があるとの御意見を頂戴したところでございます。

ユニバーサルデザイン2020の評価会議は、今回をもちまして最終回となりますけれども、今後は内閣府や国土交通省等の関係各府省におきまして、障害当事者の皆さんの御意見を引き続き施策に反映していくとともに、自治体、企業、障害当事者団体等の関係者が今後とも連携を図りながら取り組むことによって、共生社会が実現されることを切に希望いたしております。

結びの言葉は、皆様方への改めましての感謝の言葉とさせていただきたいと思っております。皆様、これまで長い間、誠にありがとうございました。

【内閣官房 十時統括官】

ありがとうございました。

それでは、以上で会議を終了いたします。

なお、本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページに掲載させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また、予定時刻を超過してまで御参加いただきまして、ありがとうございました。